

融資商品説明書（住宅サポートローン）

旭川信用金庫

商品名	住宅サポートローン（基金保証付）
融資形式	証書貸付
ご利用いただける方	次のすべての条件を満たす個人の方とさせていただきます。 ・ 申込日時点または貸付実行日時点において当金庫の基金保証付住宅ローン（有担保）が次のア、イ、いずれかの条件を満たし、最終返済時の年齢が満 80 歳以下の者 ※当該住宅ローンの連帯債務者（予定者を含む）も対象 ア. 本審査結果が「可決」、「条件付可決」（条件を満たせるものに限る）のいずれか（回答有効期間内のものに限る） イ. 契約中で貸付実行日から 6 ヶ月以内
お使いみち	次のいずれかに該当し、支払先に振込できるもの ・ 当該住宅ローンの対象物件にかかる次の資金 *申込日時点で支払日から 3 ヶ月以内のものに限り支払済資金も可 a. インテリアや家電等購入資金 b. 引越費用、仮住まい費用 ・ 申込人またはその家族（配偶者・直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）・子・孫）が使用する自家用自動車（オートバイ、自転車を含む）の購入等にかかる資金 *購入資金（購入にかかる税金・保険料等も可）のほか、車検・修理費用、パーツ・オプションの購入・取付費用、自動車保険費用、運転免許取得費用、車庫設置費用、電気自動車用充電設備の購入・設置費用を含む ・ 申込人が自信用金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン（無担保）の借換え資金（借換えに伴う繰上返済にかかる手数料を含む） *当座貸越型消費者ローンの借換え資金は、当該ローンを解約する場合に限る
お借入限度額	500万円以内（1万円単位）。
ご融資期間	3か月以上50年以内かつ基金保証付有担保住宅ローンの保証期間内。
お借入利率	・ 新規お借入利率は、当金庫所定の利率を適用させていただきます。 ・ お借入利率は金融情勢などに応じて変動いたしますので、新規お借入利率は、実際にお借り入れいただく日の適用利率となります。 （元利均等毎月返済の場合、付利単位 1 円。元金均等毎月返済の場合、付利単位 100 円。） お借入期間中の金利変動について ・ 変動金利のみのお取り扱いとなります。 ・ お借入利率は、毎年 4 月 1 日と 10 月 1 日の当金庫の短期プライムレートに連動する変動金利型長期貸出基準金利を基準として年 2 回見直しを行い、6 月と 12 月の約定返済日の翌日より新利率を適用させていただきます。
ご返済方法	・ 元利均等毎月返済方式（ボーナス返済併用もご利用いただけます。） ・ ボーナス返済部分の元金は、お借入金額の 50% 以内とします。 ※元金均等毎月返済方式の取り扱いもございます。くわしくは窓口へお問い合わせください。
保証会社	一般社団法人しんきん保証基金
保証料	保証料はお借入利率に含まれています。
団体信用生命保険	・ 任意で当金庫指定の団体信用生命保険にご加入いただけます。 ・ 団体信用生命保険の保険料は加入者負担となります。お借入利率にご加入の団体信用生命保険に応じた保険料率を上乗せした利率にてお支払いいただきます。
保証人・担保	一般社団法人しんきん保証基金が保証いたしますので、担保・保証人は不要です。
返済試算額の入手方法	当金庫本支店の融資窓口やホームページで本ローンの返済額を試算いたします。
金利情報の入手方法	・ 現在の金利水準については、お近くの旭川信用金庫本支店の融資窓口、テレホンサービス「ハローアスク」（フリーダイヤル：0120-74-3874）にお問い合わせいただくか、ホームページ（https://www.shinkin.co.jp/ask）でご照会ください。
苦情処理措置・紛争解決措置	・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、当金庫の本支店またはお客さま相談室（9時～17時、電話：0166-26-1161）へお申し出ください。また、北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011-221-3273）、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517

融資商品説明書（住宅サポートローン）

	－5825）でも苦情等のお申し出を受け付けています。くわしくは、上記お客さま相談室へご相談ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03－3581－0031）、第一東京弁護士会（電話：03－3595－8588）、第二東京弁護士会（電話：03－3581－2249）が設置・運営する仲裁センター等、ならびに、札幌弁護士会（電話：011－251－7730）が設置・運営する紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室、北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011－221－3273）、または、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03－3517－5825）へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。 上記の東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、(1)お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、(2)当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所へお問い合わせください。
その他	・本ローンは店頭で仮審査申し込みをご利用いただけます。 ・当金庫からのお借入総額が700万円を超える場合は、ご融資実行時までに当金庫の出資会員になることが必要です。 ・お申し込み際には事前に審査させていただきます。保証会社の保証が得られない場合など、ご希望に添いかねることもございますので、あらかじめご了承ください。 ・正式なお申し込み時に、必要書類（運転免許証、所得証明書、資金使途確認書類等）をご提出いただきます。 ・お借入金額等に応じた印紙代が別途必要になります。 ・資金をお振り込みする際の振込手数料（必要な場合）は、お客さま負担となります。 ・金融情勢の変化等により、本説明書の内容を変更または取り扱いを中止する場合がございます。 ・くわしくは、お近くの本支店窓口へお問い合わせください。

くわしくは、お近くの旭川信用金庫本支店窓口または担当者へお問い合わせください。

- 無理のない返済計画をご検討ください。
- 収入と支出のバランスを大切にしてください。